

毒物劇物取扱責任者設置届(販売業・業務上取扱者)について

1. 概要

毒物劇物の販売業者及び法第22条第1項に規定する事業者(業務上取扱者)は、毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

毒物劇物取扱責任者の要件

➤ 資格

次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

- ① 薬剤師
- ② 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者
(詳細は3ページをご確認ください。)
- ③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
※農業用品目の試験合格者は農業用品目販売業の、特定品目の試験合格者は特定品目販売業の店舗においてのみ、取扱責任者になることができます。

➤ 欠格条項

- ① 18歳未満の者
- ② 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2. 届出

(1) 必要な書類

提出部数：1部(写しを取って、控えを保管してください。)

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届(毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式)
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類(詳細は3ページを参照してください)
- ③ 毒物劇物取扱責任者の診断書(※発行後3か月以内のもの)
- ④ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書
- ⑤ 使用関係証明書又は雇用契約書の写し

(2) 添付書類の省略

本届出以前に医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に係る申請・届出において、同一申請者が同一内容の書類をすでに吹田市に提出している場合は、その旨を申請書の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。

① 添付書類を省略できる届出者

- ア 医薬品医療機器等法に係る薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けた者又は許可申請中の者
- イ 医薬品医療機器等法に係る管理医療機器販売業・貸与業の届出を行った者
- ウ 毒物及び劇物取締法に係る毒物劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者
- エ 毒物及び劇物取締法に係る業務上取扱者の届出を行った者

② 添付書類を省略できない場合

- ア 期限切れにより、新たに登録申請する場合
- イ 既登録店舗を廃止してから30日を超えて申請する場合

③ 省略できる添付書類

- ・毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ・毒物劇物取扱責任者の診断書

④ 備考欄への記載例

「本申請に係る添付書類（〇〇〇〇〇）は、〇〇薬局（第〇〇〇〇号）の申請書（変更届）に添付済み。」

(3) 記載上の留意点

① 業務の種別

- ・毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。また、業務上取扱者にあつては、令第41条第1号（電気めっきを行う事業）、2号（金属熱処理を行う事業）、3号（毒物又は劇物の運送の事業）、4号（しろありの防除を行う事業）の別を記載してください。

② 登録番号及び登録年月日

- ・登録申請と同時に提出する場合には記載しないでください。

③ 店舗の所在地及び名称

- ・登録票に記載されている所在地、名称を記載してください。

④ 毒物及び劇物取扱責任者の資格

- ・次の区分により「法第8条第1項第〇号」と記載してください。

法第8条第1項第1号……………薬剤師

法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業者

法第8条第1項第3号……………都道府県知事の行う試験の合格者

また、第3号に該当する場合は、()内に一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載してください。

⑤ 備考

- ・営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者となる場合は、その旨、当該店舗における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載してください。

(記載例)「役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する。

1. 勤務時間……………

2. 休日……

3. 他の場所で他の業務に従事しない。」

⑥ 申請者の住所及び氏名

- ・住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・氏名は、個人の場合は個人名を記載し個人印を、法人の場合は登記された商号及び代表者名を記載し、代表者の登記印を押印してください。

(4) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

①法第8条第1項第1号(薬剤師) → 薬剤師免許証の写し(原本持参)

②法第8条第1項第2号(応用化学に関する学科を修了した者)

ア. 大学で応用化学に関する学科を修了した者

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)

応用化学に関する学科

a) 薬学部

b) 理学部・理工学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等

c) 農学部・水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

d) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科・染色化学工学科等

イ. 上記 ア以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科を修了した者

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参) 及び単位修得証明書

※該当する科目の詳細についてはお問い合わせください。

ウ. 高等専門学校において工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学科を修了した者

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)

エ. 専門課程を置く専修学校(専門学校)において、化学に関する科目を30単位以上修得し、応用化学に関する学科を修了した者

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参) 及び単位修得証明書

※該当する科目の詳細についてはお問い合わせください。

オ. 高等学校において化学に関する科目を30単位以上修得した者

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参) 及び単位修得証明書

※該当する科目の詳細についてはお問い合わせください。

③法第8条第1項第3号(都道府県知事の行う試験の合格者)

→ 合格証の写し(原本持参)

可能であれば捨印を押印してください。

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式（第5条関係）

捨印

《記載例》

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別	毒物劇物一般販売業
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	登録申請と同時に提出する場合には記入しないでください。
店 舗（事業場）の所在地 及 び 名 称	吹田市泉町〇-〇-〇 吹田ビル5F 株式会社〇〇〇 吹田営業所 (電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
毒物劇物取扱責任者の 住 所 及 び 氏 名	〒〇〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇 〇〇
毒物劇物取扱責任者の 資 格	法第8条第1項第 3 号 (一般)
備 考	

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△△号

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

吹田市保健所長 様

訂正があった場合には、訂正印又は捨印が必要となります。